

## 鳥羽河内ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 規約（案）

### （名称）

第1条 本会は、「鳥羽河内ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」（以下「検討の場」という。）と称する。

### （目的）

第2条 「検討の場」は、三重県が行う鳥羽河内ダム建設事業の検証に係る検討を進めるにあたり、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（平成22年9月28日付け国河計調第7号国土交通省河川局長通達）に基づき、三重県と鳥羽市が相互の立場を尊重しつつ、検討内容の認識を深めることを目的とする。

### （検討の場）

第3条 「検討の場」は、検討主体である三重県と、関係地方公共団体である鳥羽市の別表-1の職にある者で構成する。

- 2 必要に応じ、「検討の場」の構成は変更することができる。
- 3 三重県は、「検討の場」を招集し、議題の提案を行うとともに、検討内容の説明を行う。
- 4 「検討の場」の構成員は、「検討の場」において三重県が示した内容に対する見解を述べる。
- 5 「検討の場」の構成員は、「検討の場」の開催を三重県に要請することができる。
- 6 構成員については代理出席を認めるものとする。

### （情報公開）

第4条 「検討の場」は、原則公開とし、「検討の場」の資料及び議事録については、会議終了後に公表するものとする。

ただし、稀少野生動植物種の生息場所等を示す資料など、公開することが適切でない資料等については、「検討の場」の構成員の了解を得て非公開とすることができる。

### （事務局）

第5条 「検討の場」の事務局は、三重県県土整備部河川・砂防課及び志摩建設事務所に置く。

- 2 事務局は、「検討の場」の運営に関して必要な事務を処理する。

(規約の改正)

第6条 この規約を改正する必要があると認められるときは、「検討の場」で協議する。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、「検討の場」の運営に関し必要な事項は、「検討の場」で協議する。

(附則)

この規約は、平成24年 8月 9日から施行する。

別表 - 1 「検討の場」の構成員

職	名
鳥羽市長	
三重県県土整備部長	